

令和7年11月20日
福祉教育常任委員会資料
教育総務部教育総務課

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和7年9月2日（火）午前10時15分頃
- 2 事故発生場所 加古川市尾上町長田519番地
加古川市立尾上小学校敷地内
- 3 損害賠償の相手方 姫路市在住 個人
- 4 事故の概要 尾上小学校敷地内で職員が草刈作業を行っていたところ、刈払機によって跳ねた小石が駐車中の相手方車両に接触し、車両の一部を損傷した。
- 5 損害の程度 相手方 物的損害 右フロントドアガラス
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0
専決日：令和7年10月29日 示談成立日：同年10月31日
- 7 損害賠償の額 97,801円
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金97,801円については、本市が加入する全国市長会学校災害賠償補償保険契約に基づき、保険会社より相手方に支払われる。